

30. 林道付替工事の受託事業について

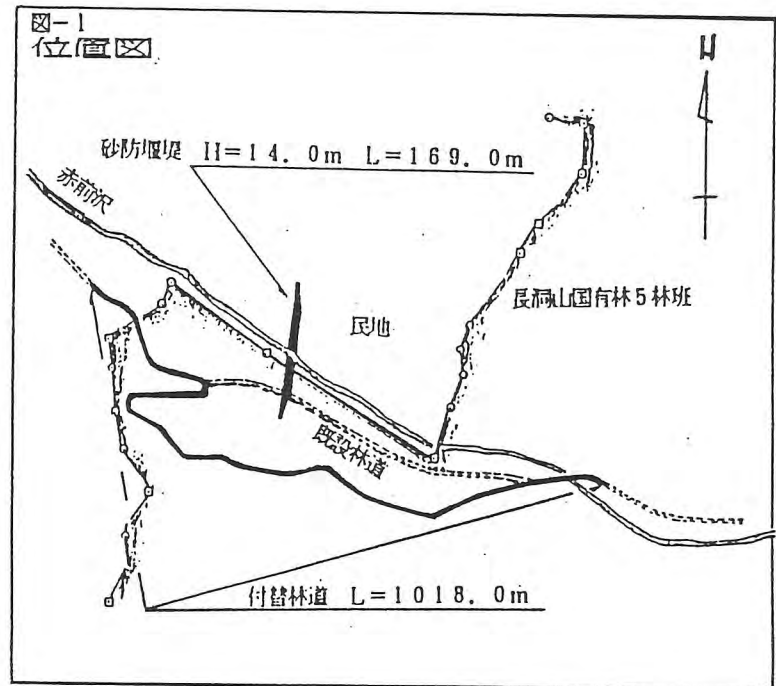
宮古宮林署 目黒 稔

1. はじめに

当署管内は宮古市および山田町からなり、本州の最東端、重茂半島鮭ヶ崎を中心に三陸海岸中部に位置し、海岸線に所在する国有林は、国立公園・魚つき保安林に指定されており、地域産業の基盤である、観光・漁業の拠点として地域市町村とともに歩んできた。

このようななかで、鮭の回帰で全国的に知られている津軽石川河口に注ぐ赤前沢において、豪雨などによる増水、土砂の流出による下流の農水産業への被害が発生することから岩手県では砂防ダムの建設を計画のうえ、昭和63年12月19日付けで当署長に対し、ダム敷・堆砂敷等の貸付申請があった。

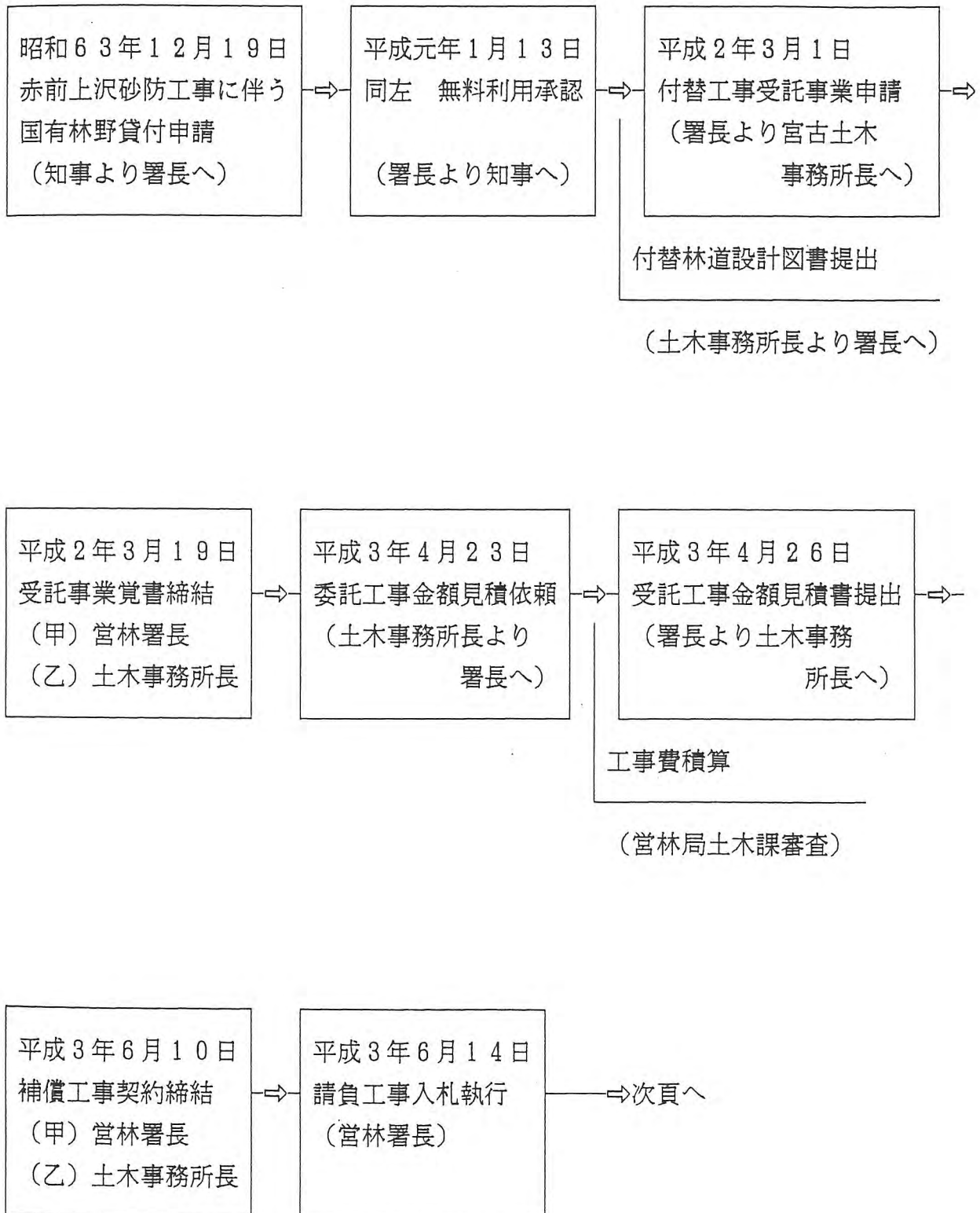
当申請ヶ所には、赤前沢林道約700mがありこの工事に伴い埋没するため、付替工事が余儀なくされ、当署ではダム敷等の貸付手続きをすすめるとともに、増収対策の一環として、この付替工事を受託事業としてできないか、どうか、打合せの都度、打診する中から平成2年3月19日、「受託事業に関する覚書」を締結し平成3年12月9日初期の目的を果たし受託工事を完了したのでその概要を報告する。

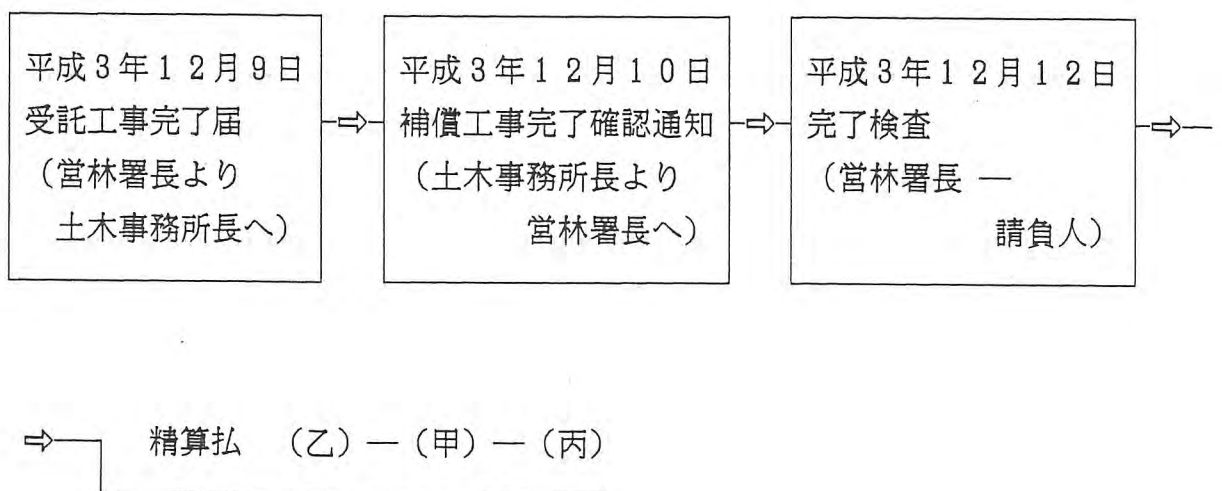
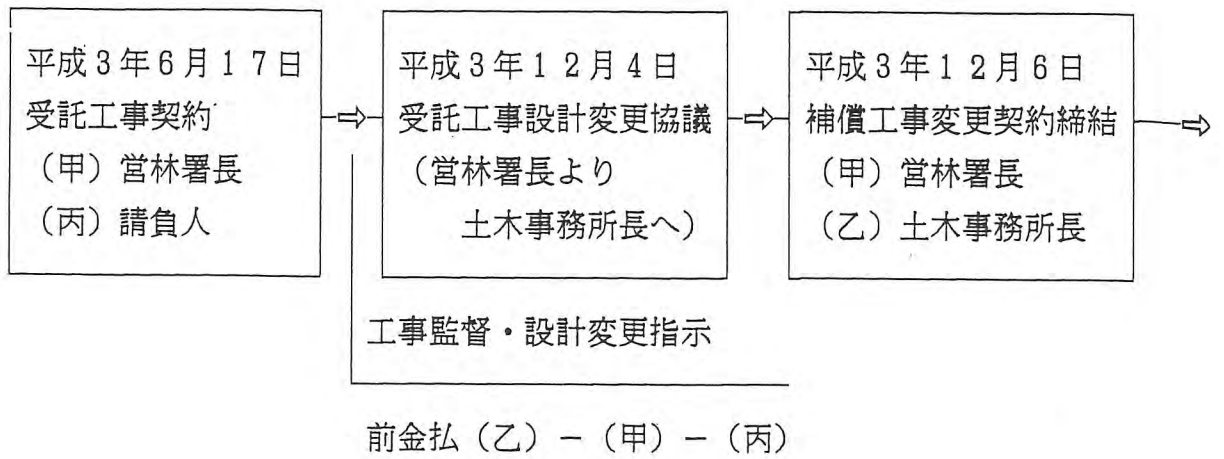


2. 実行の経過

次頁、流れ図による。

赤前林道付替委託工事流れ図





3. 実行の結果

付替工事は、従来より現物補償ということで、県が発注し完成後、営林署長へ引き渡すこととなっていた。

今回の場合、委託工事ということですからすめるとなれば、県としては金銭補償とならざるを得ないので精算払い方式は難しいということであったが、国有林で行っている工事の進め方など説明する中から、県の理解を得て補償契約書に設計変更もありうるとの条項を挿入し、設計変更の際は県と協議し、最終設計変更時点で変更契約書を締結し精算払いとすることとした。

なお、増収対策としては5,076千円の受託収入が得られ、国有林野事業のきびしい財政事情の中にあっては微々たるものであるが、初めてのケースでもあり、また工事に当たっては長雨による困難を伴ったが、施工者との連絡を密にして無事達成する事ができました。

4. 考 察

前項でも述べたように付替工事の場合、従来は現物補償が原則であったものを、委託工事という形に大きく変えることについては、岩手県としても、国有林側の目的が何かという疑問もあったようで国有林野を貸付使用させるということの単なる見返りと誤解されないよう、事前に良く整理し、足を運んで説明する中から理解を得ることが大事と思われる。

また、積算歩掛因子の違いから見積り単価に差が生じてくるので、当局の見積り工事金額に県が合致させざるを得ないという、事務の繁雑さも、ひとつ頭におきながら、その解消策も今後の課題とおもわれる。